令和6年2月定例会 (2024年)

## 市議会議案参考資料 (追加議案)

議案第48号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第48号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	5	5

# 吹田市市税条例現行・改正案対照表

ì	
٠,	
2	
5	
÷	
·	
ì	
١	
1	
į	

			(は改正箇所
	迢	行	数 正 案
(所得控除)			(所得控除)
第16条の3		N	第16条の3
			(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)
			第16条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規
			定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合
			には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項
			に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次
			項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた前条第
			1項第1号に規定する損失の金額として、第16条第9項(第16条の2第4項の
			規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前条第1項の規定を適用するこ
			とができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損
			失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の
			末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該
			損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
			2 前項前段の場合において、前条第1項の規定により控除された金額に係る損失対
			象金額のうちに前項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第48条の6第
			1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受け
			た損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、
			当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額
			が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用につ
			いては、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
			3 第1項の規定は、令和6年度分の第18条第1項又は第3項の規定による申告書
			(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも

	4.以止 <u>国</u> 州
現	改 正 案
	の及びその時までに提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。)に第1
	<u>頃の</u> 規定の適用を受けよっとする旨の記載がある場合(これらの甲舌書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限い、エエユュ
採	<u>り、適用する。</u> (特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)
第16条の3の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の	第16条の3の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の
親族に係る特定一般用医薬品等購入費(法 <u>附則第4条の4第1項</u> に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払つた場合であつて、当該所得割の納税義務者	親族に係る特定一般用医薬品等購入費(法 <u>附則第4条の5第1項</u> に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払つた場合であつて、当該所得割の納税義務者
が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令に定める取組を行っているときにおける前条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による控除に	が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令に定める取組を行っているときにおける第16条の3第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によ
ついては、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成29年から会和8年までの各年に限る。)中「アー「医療費を「アあるのは「特定一般用	る控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成29年から会和8年までの名在に限る。)中「アー「医療費を」とあるのは「特
医薬品等購入費(法 <u>附則第4条の4第1項</u> に規定する特定一般用医薬品等購入費を	定一般用医薬品等購入費(法 <u>附則第4条の5第1項</u> に規定する特定一般用医薬品等
いう。)を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当	購入費をいう。)を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の
する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とあるのは	5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とある
「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同号に	のは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同
係る部分に限る。)の規定を適用することができる。	号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。

6

吹田市市税条例の一部改正について

### 1 改正の理由

地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号。令和6年2月 21 日公布) により地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、吹田市市税条例の一部を改正する ものです。

### 2 改正の概要

令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により生じた住宅や家財等の資産の損失について、令和6年度分の個人市民税(令和5年分所得)において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けます。

## 3 施行期日

公布の日から施行します。